

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：北海道
農業委員会名：中頓別町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 46 |
| 自給的農家数 | 0 |
| 販売農家数 | 46 |
| 主業農家数 | 39 |
| 準主業農家数 | 0 |
| 副業的農家数 | 7 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 118 |
| 女性 | 49 |
| 40代以下 | 28 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 32 |
| 基本構想水準到達者 | 1 |
| 認定新規就農者 | 3 |
| 農業参入法人 | 1 |
| 集落営農経営 | 0 |
| 特定農業団体 | 0 |
| 集落営農組織 | 0 |

※ 農業委員会調べ

| | 単位:ha | | | | 計 |
|--------|-------|-------|-----|-----|-------|
| | 田 | 畑 | 普通畑 | 樹園地 | |
| 耕地面積 | 0 | 3,690 | | | 3,690 |
| 経営耕地面積 | 0 | 3,201 | 107 | | 3,201 |
| 遊休農地面積 | 0 | 0 | | | 0 |
| 農地台帳面積 | 0 | 3,427 | | | 3,427 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 2 年 7 月 1 9 日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 7 | 7 |
| 認定農業者 | — | 5 |
| 認定農業者に準ずる者 | — | 0 |
| 女性 | — | 1 |
| 40代以下 | — | 3 |
| 中立委員 | — | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | — | — | — |

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|---|-----------------------|---------------|
| 現状 (平成30年4月現在) | 管内の農地面積 3, 690ha | これまでの集積面積 3, 260ha | 集積率 88.34% |
| 課題 | 本町の基幹産業は酪農であるが、担い手不足、高齢化により離農が進むことが予想される。また、認定農業者は8割程度の認定状況となっているが、後継者等の不足により、新たな認定農業者の増加は難しい状況になる。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

| | | | |
|------|--|--|--|
| 目標 | 集積面積3, 260ha (うち新規集積面積 0ha) 目標設定の考え方: 現状維持とする。 | | |
| 活動計画 | 平成35年を目標とする。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(平成29年12月27日策定)に基づく活動を促進する。 相続未登記農地等の利用権未設定の解消。 国有地等の払下げによる農地の利用集積促進。 利用権設定期間満了となる農地の担い手への再設定。 | | |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させたかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|---|------------------------------|---------------------------|
| 新規参入の状況 | 27年度新規参入者数 0経営体 | 28年度新規参入者数 0経営体 | 29年度新規参入者数 0経営体 |
| | 27年度新規参入者が取得した農地面積 0ha | 28年度新規参入者が取得した農地面積 36.7ha | 29年度新規参入者が取得した農地面積 0ha |
| | 平成23年度、平成26年度、平成28年度と新規参入者が就農しており、平成30年度においても新規就農が決定されているが、離農跡地が生じていることから、農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者等を含め、新規参入の促進を図る必要がある。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体を取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

| | | |
|-------|---|---------------|
| 参入目標数 | 2経営体 | 参入目標面積 0ha |
| 活動計画 | 平成35年を目標とする。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(平成29年12月27日策定)に基づく活動を促進する。 今年度より新規就農者1名が経営を開始するが、農地中間管理機構の事業を活用する方向で、利用調整を進める。また、新規参入者の受入を希望している離農跡地への早期の利用調整を進める。その他、就農相談会等へ積極的に出向き、酪農研修生の受入れと、就農受入環境の整備を図るため、高齢農業者への第三者継承の意向調査を実施する。 | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|------------|-----------|-------------|
| 現状 (平成30年4月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 3,690ha | 0ha | 0.00% |
| 課題 | | | |

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-----------|--|-------------|-------------|
| 目標 | 遊休農地の解消面積 0ha | | |
| | 目標設定の考え方:新たな遊休農地の発生を防止する。 | | |
| 活動計画 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | 11人 | 8月 | 11月～12月 |
| 農地の利用状況調査 | <p>1 管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施。遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録</p> <p>2 調査区域を6地区に区切り、全農業委員で調査を実施。</p> <p>3 農業委員の他に町及びJAにも協力を要請する。</p> <p>4 調査に先立ち、「中頓別町農地パトロール月間実施要領」を策定し、調査の方法を明確にする。</p> <p>5 詳細調査資料として「農地パトロール実施事項」を策定し、それに基づき調査を実施する。</p> | | |
| 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| その他 | 11月 | 12月～3月 | |

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
- ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
- ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|-------------------|------------|-----------|
| 現状 (平成30年4月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 3,690ha | 0ha |
| 課題 | 特になし | |

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

| | |
|------|---|
| 活動計画 | <p>広報や農業委員による違反防止の啓蒙を図る。</p> <p>8月に、農地パトロールを実施する。</p> <p>随時、転用相談窓口の対応を行う。</p> |
|------|---|

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入